

「出産・子育て応援ギフト（妊婦支援給付）」 のお知らせ

令和7年4月1日から、子ども・子育て支援法の改正により、新たな「出産・子育て応援ギフト（妊婦のための支援給付）」が開始となりました。
なお、今までの出産・子育て応援ギフト事業については、令和7年度末まで対象者の方からの申請を受け付けます。

●出産・子育て応援ギフト「妊婦支援給付」とは？

全ての妊婦の方が、安心して妊娠・出産をできることを目的として、妊娠届手続き後に5万円、その後、妊娠している胎児の人数に応じて5万円を支給します。流産・死産等の場合も支給対象となります。詳細は、妊娠届出時等に助産師や保健師との面談を通じてご案内いたします。

Q 令和7年3月31日までに出産しました。この場合は、どんな手続きをしたら良いですか？

令和7年3月31日までに生まれた子どもさんがおられる場合は、これまで通りの「子育て応援ギフト」申請の手続きとなります。出生連絡票を提出いただいた際に手続き方法についてご案内いたします。

Q 制度が変わったら、もらえる金額は変わりますか？

出産・子育て応援ギフトと同じ金額です。妊娠届出後に5万円、出産後に胎児の数に応じて5万円×人数分になります。

Q 引越しをする予定です。別の住所に変わっても支給は受けられますか？

支給は国の法律に基づく給付金です。転出入された場合でも、申請し、認定を受けることで給付を受けることができます。詳しくは転出入後の自治体でご確認ください。

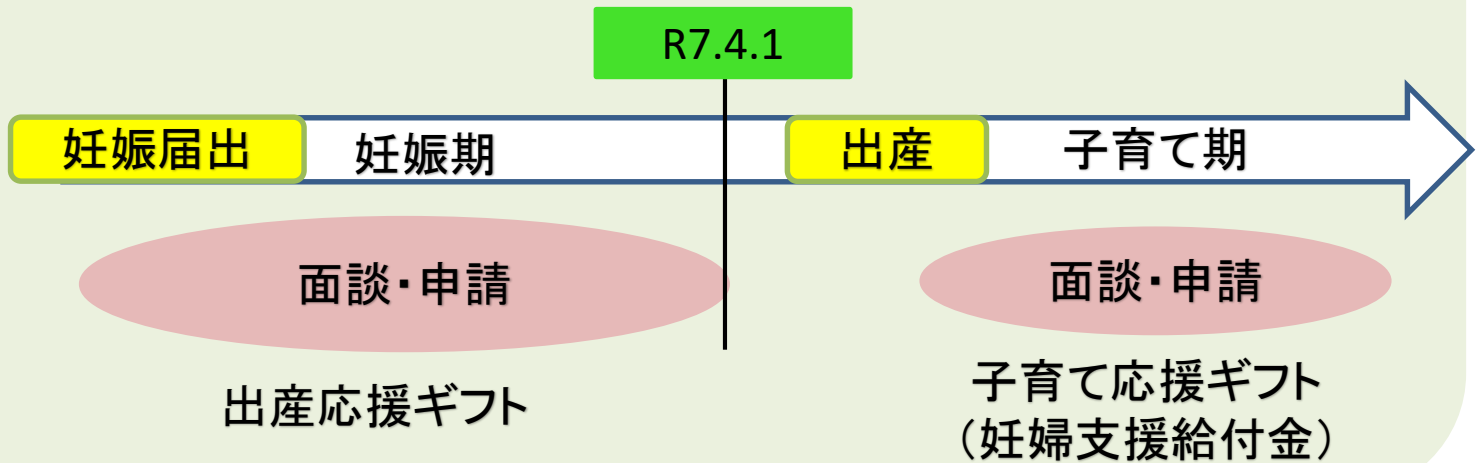
Q 流産・死産等の場合も給付はされますか？

給付対象となります。申請方法等の詳細につきましては、お問い合わせください。

【新制度移行における手続きパターン】

こども家庭庁ホームページより抜粋

- 令和7年3月31日以前に妊娠届出手続きをし、
令和7年4月1日以降に出産した場合



- 令和7年4月1日以降に妊娠届出をする場合

